

埋蔵文化財の事務手続きの流れ

遺跡地図による遺跡の照会

係わりなし

工事等可能

係わりあり(遺跡内または隣接)、協議書の提出が必要

協議書を県教育委員会へ進達

県教育委員会から市教育委員会と申請者へ回答書あり。

発掘届が必要な場合(確認調査の実施、発掘調査の実施等)

申請者から発掘届を提出してもらう。

発掘届を県教育委員会へ進達する。

県教育委員会から通知が市教育委員会と申請者へ来る。

通知の内容が工事立会または慎重工事

通知の内容が確認調査

申請者及び施行業者等と工事の日程等について連絡調整する。

工事立会

確認調査

係わりの詳細判明

遺跡への影響なし

遺跡への影響大

立会結果報告書作成

県教育委員会へ連絡

県教育委員会へ報告

地権者及び施行業者と保存について再協議する。(工法の見直し等)

終了

計画変更可

計画変更不可

工事立会または慎重工事

かかわりなし

発掘調査の実施

申請者及び施行業者等と工事の日程等について連絡調整する。

県教育委員会へ報告

発掘調査の日程、調査費用等について、課内で検討

結果報告書作成

終了

上記内容を地権者及び施行業者に連絡

県教育委員会へ報告

発掘調査の実施

終了

埋蔵物発見届を警察署に提出する。

遺物整理、発掘調査報告書作成

発掘調査報告書刊行

県教育委員会へ提出

終了